

<入会に関する留意事項>

○登録・連絡先について

コンソーシアムの入会は、1法人・団体あたり1件とさせていただきます。

○会員リストの公開について

原則、当WEBサイトで会員リストを公開させていただきます。

https://www.wxbc.jp/wp-content/uploads/member_list/kaiin.pdf

法人会員と特別会員は団体名を、有識者会員はご所属とご氏名を公開しますので、公開を希望しない場合は、入会フォームの「会員リストでの公開」で「希望しない」にチェックを入れてください。

○登録情報の修正について

入会申込みの内容に修正がある場合は、事務局までご連絡ください。また、規約にありますとおり、任意に退会することができますが、退会される場合は、会長への届出が必要となりますので、事務局までご連絡ください。

○ユーザー名について

WXBC ホームページの会員限定コンテンツへのアクセスする際のログインIDとして利用します。

組織内での情報共有を目的として担当者用のログインIDとは別のログインIDが必要な際は事務局までご連絡ください。

○会員種別について

- ・民間企業等の組織（法人格を有さない任意団体も含む）の場合は、「法人会員」をご選択ください。
 - ・大学等研究機関の研究者の方は、「有識者会員」をご選択ください。
- なお、「有識者会員」をご選択された場合も、企業名、所属部署等の企業情報を記入してください（記入された企業・団体は申込者の所属としてお取り扱いさせていただきます）。
- ・官公庁の場合は「特別会員」をご選択ください。
 - ・個人の方は、「個人会員」をご選択ください。

<個人会員に関する留意事項>

- ・個人会員は総会に出席することができますが、議決権はございません。
- ・役員、運営委員への就任はできません。
- ・ワーキンググループへの参加はできません。
- ・「保有する資格等」については、気象予報士、〇〇学会会員等をご記載ください。
- ・個人会員は、コンソーシアム主催の催事に参加することができますが、発表や講演を行う場合、個人会員の所属企業名ではなく、個人名及び保有する資格等を用いて行う必要がございます。
- ・会員名簿での個人名の公開は行うことができません。

- ・個人会員から法人会員へ等、コンソーシアム入会後に会員種別の変更を希望される場合は、事務局までご相談ください。

○業種について

法人会員を希望される方へは、日本標準産業分類 中分類（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行）*での業種の登録をお願いしております。

○代表者について

法人会員・特別会員を希望される方へは、本コンソーシアムへの入会を了承しており、何かあった時に、組織としての対応が取れる役職の方の登録をお願いしております。

○ワーキンググループ（WG）の参加について

コンソーシアムには2つのワーキンググループ（WG）があり、人材育成WGでは、人材育成に係る取り組みを進めており、新規気象ビジネス創出WGでは、新たなビジネス創出に係る取組を進めています。参加企業は定期的に会合を行い、気象ビジネスに関する討議や、イベントの企画・運営を行っています。

- ・両WGの詳細は以下をご覧ください。

【人材育成WG】

https://www.wxbc.jp/wgintro_jinzaiwg/

【新規気象ビジネス創出WG】

https://www.wxbc.jp/wgintro_bizwg/

- ・WGにご参加いただくにあたり、日当や旅費等は各自の負担でお願いしておりますので、あらかじめご了承ください。
- ・会合以外にもWG専用のメーリングリスト等を用いての意見交換や情報提供のお願いをさせていただく場合がございます。
- ・WG資料はWG内のみでの共有とさせていただいておりますので、過去の資料などは、会員専用ページ内のWGページにてご確認くださいこととなります。
- ・当コンソーシアム入会と同時にWGへ参加をご希望される方につきましては、事務局におきまして、入会手続き後、WG座長にWGへの参加のご了承をいただき、WGメンバーとして登録いたします。
- ・コンソーシアム入会後にWGへの参加申請することも可能です。その場合、事務局までご連絡をお願いいたします。
- ・WGを脱退される場合は事務局までご連絡をお願いいたします。

○誓約に関する事項について

以下の内容について該当しないことの誓約をお願いしております。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

○個人情報の取り扱いについて

以下の内容についての同意をお願いしております。

ご提供いただきました個人情報はコンソーシアムの受付、運營業務に限り使用いたします。なお、ご本人様の同意がある場合または法令に基づく開示請求があった場合、不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合その他特別の理由のある場合を除き、上記目的以外での利用及び第三者への開示・提示はいたしません。

* http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html